

長期収載品の選定療養費について

〔長期収載品の選定療養費とは〕

○長期収載品の選定療養費とは令和 6 年の診療報酬改定により、令和 6 年 10 月 1 日から導入される制度で、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の 4 分の 1 を自己負担していただく制度です。

○患者さんが長期収載品を希望された際は、選定療養費として自己負担が発生します。

〔対象となる医薬品〕

○後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50% 以上を超える長期収載品で、外来患者さんが対象となります。

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

制度の詳細は、厚生労働省のホームページにて確認いただけます。